



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2022 年 5 月 24 日

「LT 会」会報第 22-8 号（総 233 号）

LT グループ

上海市における復工復産プロセスと企業への支援策について

上海市では 3 月末よりロックダウンが実施されて以来、多くの企業で正常な事業活動が継続できず経営困難に直面してきたが、足下では、新型コロナウイルス感染症の拡大に落ち着く兆しも見えてきている。こうしたなか、復工復産（稼働再開・生産再開）や企業への支援策への期待が高まっている。上海市政府は復工復産を徐々に進めるなか、企業への支援策を一部公表している。今回の会報では、上海市における復工復産のプロセスと現時点での企業への支援策について整理した。執務のご参考に資していただきたい。

一. 上海市における企業の復工復産のプロセスについて

「上海市企業服務雲」サイト及びいくつかの区が公表した復工復産に関する情報によれば、復工復産のプロセスは概ね以下の 8 つのステップにまとめることができる。

ステップ 1-準備

企業が上海市経済と情報化委員会が公表した『上海市工業企業の復工復産疫情（疫病発生状況）防止・制御ガイドライン』（4 月 18 日前後に第一版を公表、5 月 5 日前後に第二版を公表している。弊社は公開された図解などに基づき、その原文及びその参考用和訳を整理した）などに照らして、企業の疫情防止・制御方案の制定など初期段階の準備を整える。

ステップ 2-申請

企業が復工復産に関する申請書を作成し、所属する街道（区の下にある町内会）・鎮（県の下にある郷級行政区）・工業区（以下「街鎮」という）又は区の復工復産担当チームに提出する。街鎮又は区の復工復産担当チームがその申請を受けた後、当該企業の疫情防止・制御措置の実行について現場検査を行う。現場検査に合格すれば、当該企業を復工復産企業の「ホワイトリスト」に載せる。

ステップ 3-復工復産の告知

街鎮又は区の復工復産担当チームが復工復産に関する通知書を当該企業に発行する。

ステップ 4-従業員への告知

当該企業がその復工復産通知書及び企業の雇用需要証明書を復帰しようとしている従業員に発給する。

ステップ 5-従業員の外出への許可

従業員は身分証明書、所属する企業が発行した雇用需要証明書、復工復産通知書（企業人事明細書を添付）をもって、所在地の村民・居民委員会（街道の下にある団体で、住宅団地を管理する組織）に申請を提出し、審査を経た上で、抗原検査を 1 回受け、その結果が陰性であれば、外出を許可される。

ステップ 6-従業員の帰社

従業員が出社する際は、公共交通機関を利用してはならず、電子通行証を所持したうえ所属する企業に送迎してもらい、自宅と職場の移動で外部との接触を断つ「バブル方式」を採用しなければならない。また、関係のない地域へ出向くことは禁止とする。

ステップ 7-工場内での待機

復帰した従業員を工場内で連続 2 日待機させつつ抗原検査・PCR 検査を受けさせ、その検査結果に異常がなければ、当該従業員を正式に職場へ復帰させることができる。

ステップ 8-従業員が正式に職場に復帰してから、企業が復工復産する。

ただし、一つ注意すべき点として、各地区の具体的な申請方法や審査時間などには差異がある。このため、申請を行う前に所在地の政府部門により詳しい確認をとる必要がある。

なお、全面的な稼働回復に向け、順次回復する段取りについて、近日の記者会見では以下のように紹介されている。

1. 「疫病なき産業園区」の構築を加速させる。産業園区の全面的な复工復産を徐々に推進し、商業ビルにおける稼働再開の範囲を拡大する。そうしたなかで「疫病なき産業園区」「疫病なきビル」を構築し、それらと「疫病なき居住区」を結ぶ「ポイント・ツー・ポイント」式のシャトルバスでの通勤モデルを確立する。

2. 「重点ポジションの稼働再開」の推進を加速させる。システム運用・保守、設備メンテナンス、R&D、ビジネスサービスなどの重要なポジションにおける従業員の職場復職の要請に対して、「重点ポジションの稼働再開」（一部の稼働再開）を支持する。一方、ソフトウェア及び情報サービス、生産性サービス業等の分野においては、「泊まり込み勤務」と「在宅勤務」の形で稼働再開を推進していく。

3. 5月16日から、スーパー・コンビニ・薬局、それから農産物市場・美容院などの生活関係施設の店頭業務の回復を順次進めていくが、製造業以外の企業の在宅勤務の継続を提唱する。

4. 5月22日から、バス・地下鉄を順次回復していく。

5. 6月中下旬に、生産・生活の全面的な回復をする予定である。

新型コロナの感染拡大の落ち着きに伴い、これから順次稼働再開していくと考えられる。

二. 上海市における企業への支援策

上海市政府は3月28日付、『上海市における全力で疫情対応・企業発展への促進を支援する若干の政策措置』を公表した。その中で、財政部及び国家税務総局による小規模・零細企業や製造業等の該当業種の企業に対する増値税留保税額還付等の税制優遇策を厳格に実行するとしているほか、家賃免除、社会保険料率の引き下げ、従業員への職業研修補助、労働組合経費の払い戻し等の優遇措置も打ち出した。直近のLT会報に一部ご案内した情報以外のものとして、以下の優遇措置が挙げられる。

政策分類	概要
家賃免除	(1) 対象：国有家屋を賃貸して生産经营活动に従事する小規模・零細企業。 (2) 基準：2022年の賃料を3ヶ月分免除する。 ※2022年に「中」又は「高」リスク地区に指定された街道・鎮にあることから、或いは防疫要求を実行したことにより经营活动が深刻な影響を受けた場合には、さらに3ヶ月の賃料を免除し、即ち年間合計で6ヶ月の賃料が免除できる。
社会保険料率の引き下げ	1%(企業、個人それぞれ0.5%)の失業保険納付率政策を継続して実施し、労災保険の業界基準率を段階的に継続して20%引き下げる。
従業員への職業研修補助	新型コロナの感染拡大による影響を受けた各種企業がその実際に雇用している従業員に提供する主要業務関連の各種オンライン研修に対して、規定に従ってオンライン研修補助を支給する。
労働組合経費の払い戻し	(1) 対象：小規模・零細企業の労働組合。 (2) 基準：支払った労働組合経費の全額。

以上